



日医発第 629 号 (医経) (地域)
令和 5 年 6 月 27 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
副会長 猪口 雄二
(公印省略)

医療法人に関する情報の調査及び分析等に係る新たな報告制度について (ご協力依頼)

この度、厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人支援室より、標記の件について、別添の通り、本会宛てに協力依頼がございましたので、ご案内申し上げます。

令和 5 年 5 月 19 日に公布された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 (令和 5 年法律第 31 号。以下「改正法」という。) により、医療法 (昭和 23 年法律第 205 号) が改正され、医療法人に関する情報の調査及び分析等を行う新たな制度が令和 5 年 8 月 1 日より施行されることとなりました。

改正法施行後は、令和 5 年 8 月に決算期を迎える医療法人から、既存の事業報告書等の届出とは別に、病院及び診療所の経営等の情報を報告することが必要となります。制度の詳細は、今後、医療法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 50 号) の改正等を経て決まる予定であり、改めて貴会にご連絡する予定です。この度の文書は予め制度の概要をご連絡し、ご協力をお願いするものです。

特に「医療従事者等の職種別の給与等」については、医療法人の実情により任意にて報告いただく項目として施行されます。当該項目については報告を義務化すべきとの議論もありますが、本会は、できるだけ多くの医療機関が提出するためにも、まずは任意で報告いただき、状況を把握したうえで慎重に対応していくことが必要と主張してまいりました。一方、参議院厚生労働委員会から改正法案に対する附帯決議として、「医療・介護従事者の適切かつ的確な処遇改善を図る観点から、職種別の給与情報が可能な限り報告されるよう必要な取組を進めること」とされており、別添文書において政府としてより多くの医療法人の皆様にご協力いただきたいとされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、医療法人への周知ならびに協力依頼につきご高配の程、よろしく願い申し上げます。